

市川市市民活動団体支援金交付申請書

平成27年2月6日

市川市長

団体名 NPO法人 市民後見センターちば
代表者名 若色 信 悟
所在地 市川市新井1-19-26
電 話 047(396)0036

市川市市民活動団体支援金の交付を受けたいので、市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業の名称 成年後見制度を広く市民に伝え、その活用を支援する事業

2. 事業の概要

成年後見制度の理解をすすめるために、市内数ヶ所で市民後見人養成基礎講座入門編を開催し、併せて個別具体的な質問、制度利用に関する相談会を行う。また、成年後見制度を利用援助をする人材養成として、成年後見制度及び周辺制度等についての研修会を開催する。

3. 事業費総額 495,000 円

4. 交付申請額 247,500 円



5. 添付書類

- (1) 団体概要調書 (様式第2号)
- (2) 規約、会則、定款等の写し
- (3) 市川市市民活動団体支援金申請事業計画書 (様式第3号)
- (4) 市川市市民活動団体支援金申請事業収支予算書 (様式第4号)
- (5) 団体の事業報告書、収支決算書の写し (直近のもの) 等の市長が必要と認める書類

団体概要調書

1 団体の概要

団体名	NPO法人 市民後見センターちば		
市内事務所の所在地	〒272-0144 市川市新井1-19-26		
	【 専用事務所 ・ ○住居と兼用 ・ その他() 】		
	電話	047(396)0036	FAX 047(396)0036
主たる事務所の所在地	同上		
代表者氏名及び役員氏名	【代表者氏名】 若色信悟		
	【役員氏名】書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。		
	役職	氏名	住所
		別紙役員名簿参照	
連絡責任者 ※ この申請について問い合わせをしたときに対応できる方	[Redacted]		
主な活動地域	<p>※ 該当する□にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 国府台 [国府台]</p> <p><input type="checkbox"/> 国分 [北国分、中国分、堀之内、稲越町、東国分、国分]</p> <p><input type="checkbox"/> 曾谷 [曾谷]</p> <p><input type="checkbox"/> 大柏 [大町、大野町、南大野、柏井町、奉面町]</p> <p><input type="checkbox"/> 宮久保・下貝塚 [宮久保、下貝塚]</p> <p><input type="checkbox"/> 市川第一 [市川、市川南3、4丁目、真間1丁目]</p> <p><input type="checkbox"/> 市川第二 [市川南1、2、5丁目、新田、平田、大洲、大和田、稲荷木、東大和田]</p> <p><input type="checkbox"/> 真間 [真間2～5丁目]</p> <p><input type="checkbox"/> 菅野・須和田 [菅野、須和田、東菅野]</p> <p><input type="checkbox"/> 八幡 [八幡、南八幡]</p> <p><input type="checkbox"/> 市川東部 [北方町、本北方、若宮、北方、中山、鬼越、高石神、鬼高]</p> <p><input type="checkbox"/> 信篤・二俣 [田尻、高谷、原木、二俣、二俣新町、高谷新町]</p> <p><input type="checkbox"/> 行徳 [河原、妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、末広、塩焼、宝、幸]</p> <p><input type="checkbox"/> 南行徳 [押切、湊、行徳駅前、入船、日之出、湊新田、香取、欠真間、福栄、南行徳、相之川、新浜、塩浜、広尾、島尻、新井]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市内全域</p>		

活動の分野	主分野 (1つ)	10	その他 分野	1・2・9・18
設立年月日	(2010年6月創立) 2011年5月法人化		会員数	38名 (平成26年12月現在)
ホームページ	http://shimin-kouken.com/		E-mail	chiba@shimin-kouken.com
会報等の発行	有 (回 発行) ・ ○無			
団体の活動目的 ※ 団体の活動目的を簡潔明瞭に記入してください。	<p>市民に広く成年後見制度を知ってもらい、その活用を推進し、大幅に不足している後見人を地域をよく知る市民の中から養成することです。そして、市民後見人は、被後見人の権利を守り、身上監護を通して「市民が安心して暮らせる地域」の基盤づくりを目指します。</p> <p>(注) 団体の定款や規約の活動目的に「社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。）」のことが定められていますか。(○はい ・ いいえ)</p>			
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 成年後見に関する相談 2. 市民後見人の養成・支援事業（講座・講習会・研修会の開催） 3. 成年後見制度の利用手続き支援 4. 後見人受任 			
これまでの主な活動実績 ※ 団体の主たる取組を簡潔明瞭に記入してください。	<p>2014. 7. 19 第1回市民後見人養成ステップアップ講座（市川市★） 市民のための権利擁護と介護保険</p> <p>2014. 9. 13 市民後見人養成基礎講座入門編・相談会（市川市★）</p> <p>2014. 10. 18 第2回市民後見人養成ステップアップ講座（市川市★） 生活保護法の基礎と実際</p> <p>2014. 12. 13 第3回市民後見人養成ステップアップ講座（船橋市） 障害者のライフプランと財産管理 ※市川市市民活動団体支援金で開催した企画（★印）及び主な企画</p> <p>以上の他、日常的に成年後見制度、成年後見申請相談、支援を進めています。</p>			
団体の特徴、アピールをしたいこと等	<p>近年、厚生労働省から、行政として「市民後見人」の養成をすすめるよう提起がされました。それに先立ち、市民の立場から「後見制度」の理解、利用を進めるため、市民後見人養成基礎講座（市川）、市民後見人養成基礎講座入門編等の開催と制度利用に関する相談、支援活動をしてきている。</p>			
市からの他の補助金等	<input type="checkbox"/> 有（名称： ） ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 市川市以外から受けた助成金			

役員名簿(2015. 2. 6現在)

特別非営利活動法人 市民後見センターちば

役名	氏名	住所又は居所
副理事長	[Redacted]	[Redacted]
理事		
理事		
理事		
理事長		
副理事長(事務局長)		
監事		

C

C

2. 活動計画書（平成27年 4月 1日から平成28年 3月 31日まで）

事業の実施に関する事項

(1) 社会貢献活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数 (延べ)	受益対象者の範囲及び予定人数 (延べ)	事業費の予算額(千円)
1%支援事業を記載 市民後見人 養成基礎講座 入門編	成年後見制度に関する講座の入門編	夏から 市内 3カ所	市内 公民館 市民談 話室	24名 (8名 ×3)	90名 (30名×3)	150
1%支援事業を記載 成年後見制度 利用支援・相談会	成年後見制度 利用支援・相談会 上記入門編に併設	同上	同上	24名 (8名 ×3)	18名 (3件×2人 ×3)	45
1%支援事業を記載 成年後見制度 利用に関する 支援者養成	成年後見制度及び 制度利用支援者を 養成するための 実践的な研修会	5月～ 年内6回	同上	36名 (6名 ×6)	150名 (25名 ×6)	300
見守りに 関する事業	成年後見制度利用 前の方の見守りを する事業	年度内	各市内	10名	5名	300
小計				94(a)	263(b)	795(c)

(2) その他の活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数 (延べ)	受益対象者の範囲及び予定人数 (延べ)	事業費の予算額(千円)
理事会	理事会	毎月	市内 公民館	80名 (8名 ×10)	80名 (8名 ×10)	80 (8×10)
管理費	管理費					120
小計				80(d)	80(e)	200(f)

合計	(a)+(d)=(g) 174	(b)+(e)=(h) 343	(c)+(f)=(i) 995
----	--------------------	--------------------	--------------------

全活動に占める社会貢献活動の割合 ※ 小数点以下は四捨五入してください。	(a)/(g) 54%	(b)/(h) 76%	(c)/(i) 79%
---	----------------	----------------	----------------

3 収支予算書（平成27年 4月 1日から 平成28年 3月 31日まで）

(1) 収入の部

単位：円

科目	金額	説明（積算等）
1 会費収入	250,000	
会員	250,000	5,000円×50
2 事業収入	510,000	
成年後見制度利用に 関する支援者養成	150,000	参加費1,000円×のべ150人
見守りに関する事業	360,000	10,000円×3人×12か月
3 補助金収入	247,500	
市補助金	247,500	
4 寄附金収入	0	
5 その他収入	0	
6 前年度繰越金	0	
収入合計	1,007,500	

(2) 支出の部

単位：円

科目	金額	説明（積算等）
1 支援対象事業	495,000	様式第4号の支出合計と同額を記載します。
2 事業費	380,000	
見守りに関する事業		
担当者委託費	200,000	見守り業務委託費
担当者交通費	100,000	交通費補助
小計	300,000	
理事会		
理事会交通費	80,000	1,000円×8人×10回
小計	80,000	
3 管理費	132,500	
管理費	132,500	
小計	132,500	
支出合計	1,007,500	

市川市市民活動団体支援金申請事業計画書

事業の名称	成年後見制度を広く市民に伝え、その活用を支援する事業	
目的及び効果	<p>(目的) 広く成年後見制度の理解をすすめ、制度の利用推進を図る。</p> <p>(効果) 市民の中での成年後見制度の理解が進むに従い、制度利用の推進が図られる。また、支援を担う人材を継続的に養成することにより、制度利用の推進が具体的に、また継続性を持って保障される基盤となる。ひいては、支援者を通じ市内各地域で、権利擁護が広く理解され、語られ、地域の互助推進の一助となる。</p>	
事業内容	主な対象者	市川市内・市民一般
	実施期間	平成27年4月～平成28年3月
	実施場所	市川市内公民館及び談話室
	内容	市内数カ所で市民後見人養成基礎講座入門編を開催し、併せて個別具体的な質問、制度利用に関する相談会を行う。また、成年後見制度を利用援助をする人材養成として、成年後見制度及び周辺制度等についての研修会を開催する。
事業スケジュール 別紙添付可	時期（月）	<p>4月 入門編、支援者養成研修会実施計画・宣伝計画の精査 宣伝開始</p> <p>5月 第1回支援者養成研修会</p> <p>7月 第2回支援者養成研修会 【事業計画の再検討→変更申請】</p> <p>8月 入門編・相談会（1）</p> <p>9月 第3回支援者養成研修会</p> <p>10月 入門編・相談会（2）</p> <p>11月 第4回支援者養成研修会</p> <p>1月 第5回支援者養成研修会</p> <p>2月 入門編・相談会（3）</p> <p>3月 第6回支援者養成研修会 まとめ</p>
広報計画・方法	<p>※ 広く市民の参加を呼びかけるための具体的な広報計画等を記載してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> インターネットを活用し情報発信を行う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> フリーペーパーへの掲載を行う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 広報いちかわ（市民の広場）に掲載する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（一般新聞への折り込み）</p>	

- ※ 申請事業について、該当する口にチェックしてください。
- ① 市民活動団体支援金の交付申請をするのは初めてである。
- ② 以前に市民活動団体支援金の交付申請をしたことがある。

②に該当した場合、記入してください。

今回の交付申請額(a)	前回の届出総額 (b)	差額 (a)-(b)
247,500円	23,356円	223,644円

<改善点・変更点>

前回の申請事業からの改善点、変更点等を記載してください。

成年後見制度についての啓発は、継続することが大切ですので、入門編及び相談会は継続します。支援金により、開催数を増すことを考えています。参加者のアンケート等を確認すると、誤解も多く、成年後見制度の周知が正確にされていないようです。その面では、繰り返し繰り返し、正確な情報を届けていくことが大切です。

一方、成年後見制度の利用推進に関しては、昨年も介護保険の改定に合わせた講座を持ち大変好評であり、制度の改変に合わせた講座は必要です。また、もともと成年後見には、多種多様な法律、制度利用が必須となり、制度理解、対応方法について、支援者としての研修が必要となります。この点も昨年度の「生活保護法」の研修も大変好評であり、個別課題に合わせた研修の継続も必要ですので、継続します。

また、相談会は、実際に相談された方からは好評ですが、なかなか、相談会に参加するところまで至らない方が多くいらっしゃいます。この相談会も継続し、相談することのハードルを低くしていく必要があるかと考えています。

新規事業、継続事業
の別

市川市市民活動団体支援金申請事業収支予算書

事業の名称：成年後見制度を広く市民に伝え、その活用を支援する事業

1 【収入】 (単位：円)

項目	金額	説明 (積算等)
会費収入	22,500	団体の本会計より充当
事業収入	225,000	支援者研修会 1,500円×25名×6回
補助金収入	247,500	市川市市民活動団体支援金
寄附金収入		
合計	495,000	

2 【支出】 (単位：円)

項目	金額	説明 (積算等)
報償費	188,500	入門編講師 (9,000×1.5h) × 3 = 40,500 支援者講習会講師 (9,000×2h) × 6 = 108,000 相談員 (司法書士 20,000) × 2 = 40,000
交通費	117,000	スタッフ交通費 84名×1,000=84,000 講師・相談員交通費 (9+24名×1,000=33,000)
消耗品費	19,500	事務用品費
印刷製本費	100,000	チラシ (紙・印刷) 20,000×3=60,000 レジュメ・資料 (紙・印刷) 5,000×8=40,000
通信運搬費	30,000	発送費 10,000 折込料 (入門編) 10,000×2か所=20,000
原材料費	0	
食糧費	0	
備品購入費	0	
保険料	0	
その他	40,000	付帯設備費 5,000×8=40,000
合計	495,000	

3 その他

交付決定額が交付申請額より少ない場合、申請事業の遂行は可能ですか。

(はい・ いいえ) 開催回数で調整します

備考 支援金の交付対象となる事業に要する経費を記入してください。なお、実績報告書の提出時に支援決定事業収支決算書とともに領収書を添付する必要があります。

特定非営利活動法人 市民後見センターちば 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民後見センターちば という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県市川市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県館山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、後見を必要としている人が地域社会の支援によって安心して暮らすことができるように、その担い手である後見人等を市民の中から育成するとともに、法人として法定後見及び任意後見の受任者となることによって被後見人等の権利を擁護し、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 成年後見制度に関する啓発、普及事業
 - ② 成年後見制度に関する相談、支援事業
 - ③ 成年後見制度に関する市民後見人の育成事業
 - ④ 法定後見人及び法定後見監督人の引受に関する事業
 - ⑤ 任意後見人及び任意後見監督人の引受に関する事業
 - ⑥ 任意契約に基づく委任事務引受に関する事業
 - ⑦ 成年後見制度に関する国、地方公共団体、各種団体との連携に関する事業
 - ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を運営、推進する個人

平成25年度活動報告書
 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 特定非営利活動法人 市民後見センターちば
 (単位:円)

科目	25年度予算	25年度決算	
I 経常収益			
1 受取会費			
(1) 入会金	100,000	25,000	
(2) 正会員受取会費	125,000	75,000	
(3) 準会員受取会費	120,000	57,000	
(4) 賛助会員受取会費	30,000	6,000	
小計	375,000		163,000
2 受取助成金			
(1) 受取民間助成金		0	
(2) 受取公的助成金	198,640	213,531	
小計	198,640		213,531
3 事業収益			
市民後見人養成事業	400,000	92,000	
講師派遣収入		0	
小計	400,000		92,000
4 その他収益			
受取利息	0	9	
小計			9
経常収益合計	973,640		468,540
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 謝金	160,000	144,784	
(2) 印刷製本費	96,700	74,272	
(3) 旅費交通費	24,000	24,280	
(4) 通信運搬費	16,000	9,450	
(5) 消耗品費	10,000	19,370	
(6) 賃借料	104,000	28,200	
(7) 支払助成金	0	72,271	
(8) 諸会費	0	0	
(9) 支払手数料・他	5,040	2,240	
小計	417,740		374,867
2 管理費			
(1) 謝金	12,000	0	
(2) 印刷製本費	160,000	440	
(3) 旅費交通費	72,000	76,165	
(4) 通信運搬費	30,000	36,550	
(5) 消耗品費	12,000	35,911	
(6) 会議費	10,000	1,870	
(7) 諸会費	3,000	0	
(8) 支払手数料	30,000	210	
(9) 研修費	0	0	
(10) 支払保険料	0	5,000	
(11) 広告宣伝費	20,000	16,815	
(12) 租税公課	2,000	3,000	
(13) 事務局費	120,000	120,000	
小計	471,000		295,961
経常費合計	888,740		670,828
III 営業外収益			0
IV 営業外費用			0
税引き前当期正味財産増減額	84,900		△202,288
法人税住民税および事業税	0		0
当期正味財産増減額	84,900		△202,288
前期繰り越し正味財産額	△74,582		△74,582
次期繰り越し正味財産額	10,318		△276,870

平成25年度 貸借対照表

平成26年3月31日現在

特定非営利活動法人 市民後見センター ちば

(単位:円)

科目	数量	金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手持ち有り高	1口	109,517	
現金 小口現金	1口	9,959	
普通預金 千葉銀行 浦安支店	1口	11,769	
普通預金 ゆうちょ銀行	1口	5,002	
振替口座 ゆうちょ銀行	1口	8,380	
未収入金			
正会員年会費		0	
準会員年会費	9口	27,000	
賛助会費	2口	4,000	
源泉税還付金	1口	9,100	
テキスト代	1口	8,880	
流動資産合計			193,607
資産合計			193,607
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金			
正会員年会費	1口	5,000	
準会員年会費	3口	8,000	
未払い金			
講師料・交通費等	8口	335,117	
ヤマト運輸	1口	360	
シニアメイト	1口	2,000	
事務局費	1口	120,000	
流動負債合計			470,477
負債合計			470,477
III 正味財産			$\Delta 276,870$
			$\Delta 276,870$

団体要件・事業要件確認シート

◆確認事項

団体要件	<p>以下の項目について、該当する□にチェックをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 市内に事務所を有し、主として市内において活動をしている <input checked="" type="checkbox"/> 規約、会則、定款等を有している <input checked="" type="checkbox"/> 申請の提出時において、1事業年度以上継続的な活動の実績がある法令、条例等に違反する活動をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 公序良俗に反する活動をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行うことを主たる目的とし、営利を目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 団体又は構成員が暴力団等に該当していない <input checked="" type="checkbox"/> その他、市民活動団体としてふさわしくない行動を行っていない
事業要件	<p>以下の項目について、該当する□にチェックをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 原則として市内において実施するもの <input checked="" type="checkbox"/> 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野のもの <input checked="" type="checkbox"/> 営利を目的としない <input checked="" type="checkbox"/> 市民を主たる対象としている <input checked="" type="checkbox"/> 当該市民活動団体の構成員のみを対象とする事業ではない <input checked="" type="checkbox"/> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業ではない <input checked="" type="checkbox"/> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業ではない <input checked="" type="checkbox"/> 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業ではない <input checked="" type="checkbox"/> 支援金の交付予定の年度に、申請事業について、市川市から補助金又は委託等を受けていない

当団体や申請事業は、団体要件・事業要件に該当するとともに、申請書等の記載事項は上記のとおり事実と相違ありません。また、暴力団等に該当の有無について、市川市が市川警察署に照会することに同意します。

団体名 NPO法人 市民後見センターちば

代表者 (職・氏名) 理事長 若色 信悟

